

トルバプタンOD錠「DSEP」

を適正に使用していただくために

販売名	薬価基準収載 トルバプタンOD錠7.5mg「DSEP」	薬価基準収載 トルバプタンOD錠15mg「DSEP」	薬価基準未収載 トルバプタンOD錠30mg「DSEP」
写真	 トルバプタンOD錠7.5mg「DSEP」の錠剤と包装。錠剤は白く、半分は「トルバ」半分は「プタン OD 7.5 DSEP」と刻印されている。包装は青と白のデザインで、錠剤のイラストと説明が記載されている。	 15mg錠剤と包装。錠剤は白く、半分は「トルバ」半分は「プタン OD 15 DSEP」と刻印されている。包装は青と白のデザインで、錠剤のイラストと説明が記載されている。	 30mg錠剤と包装。錠剤は白く、半分は「トルバ」半分は「プタン OD 30 DSEP」と刻印されている。包装は青と白のデザインで、錠剤のイラストと説明が記載されている。
効能又は効果	ループ利尿薬等の他の利尿薬で効果不十分な肝硬変における体液貯留	—	—
	ループ利尿薬等の他の利尿薬で効果不十分な心不全における体液貯留	—	—
	腎容積が既に増大しており、かつ、腎容積の増大速度が速い常染色体優性多発性のう胞腎の進行抑制		

薬剤師の先生方に行っていただきたい基本的な業務手順

① 適応症を確認

- 『1日2回投与』かつ『1日用量が30mg以上』の場合、適応症はADPKDと考えられます

ADPKD以外 調剤してください

ADPKD

- ADPKD医師教育を受講した『登録医師』による処方であるかの確認が必要です

② e-Learning修了医師の確認

- 下記大塚製薬医療関係者向けサイトeライブラリ内にある登録医師情報検索専用サイトで処方医の名前を検索し登録医師であることを確認してください。患者さんが処方医の「受講修了証の写し」を提示した場合は、eライブラリでの登録医師確認なしで調剤可能となります。

大塚製薬医療関係者向けサイトeライブラリ -登録医師情報検索専用サイト-

<https://www.otsuka-elibrary.jp/var/pkdel/doctor/search>



確認できた 調剤してください

確認できず

- 以下の手順で処方医の医師登録有無を確認してください

③ 医師登録を確認

- 処方医へ疑義照会し『トルバプタンADPKD登録医師であるか』を確認してください。医師と連絡が取れないなどの場合、**登録医師情報確認専用ダイヤル(電話0120-785-868)**へお問い合わせください。

医師登録あり 調剤してください

医師登録なし

- 調剤されませんようお願いします**
- 処方医へ「医師登録後に調剤可能」であることをお伝えください
- 調剤予定のトルバプタン製品の製造販売業者へご連絡ください
(以後の対応等、各社より連絡させていただきます)

外来の場合

トルバプタンOD錠「DSEP」の効能又は効果、用法及び用量の概略の一覧

効能又は効果	登録医の確認※	用法及び用量	
		投与回数	投与量
心不全における体液貯留	不要	1日1回	15mg
肝硬変における体液貯留	不要	1日1回	7.5mg
常染色体優性多発性のう胞腎(ADPKD)	必要	1日2回	開始用量 1日60mg(朝45mg、夕方15mg) ↓ (漸増) 1日90mg(朝60mg、夕方30mg) 1日120mg(朝90mg、夕方30mg)

※ 詳細は最新の電子添文を必ずご確認ください。

※「1日2回投与」かつ「1日用量が30mg以上」の場合、適応症はADPKDと考えられますので、上図のフローに沿ってご確認をお願いします。

本剤は、先発医薬品サムスカが取得している「SIADHにおける低ナトリウム血症」の効能又は効果、用法及び用量の承認は取得しておりません。

◆ 難病医療費助成制度について

難病法により医療費を助成する制度で対象は指定難病と診断された患者さんです。ADPKD／多発性嚢胞腎は難病の一つで、平成27年1月から助成対象となりました。自己負担割合は3割から2割になり、所得に応じて毎月の自己負担限度額が決まり、それを超える負担はありません。

◆ 医療費助成：対象となる費用/対象とならない費用

医療費助成の対象となるのは難病治療にかかった費用のみで、風邪などそのほかの病気の治療の医療費は助成の対象なりません。

〈対象となる費用〉

- 指定医療機関で難病の治療(保険診療)にかかった窓口での自己負担額
 - 薬局(指定医療機関)での保険調剤の自己負担額
 - 訪問看護ステーション(指定医療機関)を利用したときの利用者負担額
 - 介護保険の医療系サービス※を利用したときの利用者負担額
- ※訪問看護のほか、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービスなどのサービス

〈対象とならない費用〉

- 認定された難病以外の病気やケガの医療費
- 指定医療機関以外の医療機関で受けた医療・介護サービスの費用
- 入院時の食費、差額ベッド代
- 臨床調査個人票などの文書料
- 保険外診療でかかった費用
- 保険適用外の費用
- はり、灸、マッサージなどの費用 など

[お問い合わせ先及び文献請求先]

第一三共エスファ株式会社 お客様相談室



0120-100-601

受付時間：平日9:00～17:30(土・日・祝日・弊社休日を除く)

EPTOL1P02001-1

2026年8月作成